

1 条 約

◎南極条約

署名
效力発生
日本国
一九五九年一月一日(ワシントン)
一九六一年六月二三日
七月一日国会承認
七月二十九日内閣決定
八月四日批准書登記
六年六月二四日公布・条約第五号
月二三日発効

アルゼンティン、オーストラリア、ペルギー、チリ、フランス共和国、日本国、ニコラジーランド、ノルウェイ、南アフリカ連邦、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、

南極地域がもつべき平和的目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象となるまいことを、全人類の利益であることを認め、

南極地域における科学的研究についての国際協力が、科学的知識に対してもたらした実質的な貢献を確認し、

国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的研究の自由及びそのための協力は、この条約の規定に従うことを条件として、維持するものとする。

また、南極地域を平和的目的のみに利用すること及び南極地域における国際間の調和を維持することを確保する条約が、国際連合憲章に掲げられた目的及び原則を助長するものであることを確信して、次とおり確定した。

第一条 南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防衛施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に禁止する。

第二条 この条約は、科学的研究のため又は他の平和的目的のために軍の要員又は備品を使用することを妨げるものではない。

第三条 国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的研究の自由及びそのための協力は、この条約の規定に従うことを条件として、維持するものとする。

第四条 領土国は、第二条に定めるところにより南極地域における科学的研究についての国際協力を促進するため、実行可能な最大限度において、次のこととに同意する。

(a) 南極地域における科学的計画の最も経済的な実施可能にするため、その計画に関する

(b) する情報を交換すること。

(c) 南極地域において探検隊及び基地の間で科学要員を交換すること。

(d) を南極地域から得られた科学的観測及びその結果を交換し、及び自由に利用することができるよう

2 この条約の規定を実施するに当たり、南極地域に科

学的研究又は技術的な関心を有する国際連合の専門機関及びその他の国際機関との協力的活動の関係を設定

する」としか、あるる方法で幾回する。

第四条

1 この条約のいかなる規定も、次のことを意味するものと解してはならない。
(a) いすれかの締約国が、かつて主張したことがある南極地域における領土主権又は領土についての

(b) いすれかの締約国が、南極地域におけるその活動若しくはその国民の活動の結果又はその他の理由により有する南極地域における領土についての

(c) 請求権の基礎の全部又は一部を放棄するにじての他の国が南極地域における領土主権又は領土についての請求権又はその請求権の基礎を承認し、又は存続するにじてのいすれかの締約国地位を告げるに

2 この条約の有效期間中に行なわれた行為は活動とは、南極地域における領土についての請求権を主張し、支持し、若しくは否認するための基礎をなし、又は南極地域における領土についての請求権を設定するものではない。南極地域における領土についての既存の請求権の拡大は、この条約の有效期間中には、主張してはならない。

第五条

1 南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性薬物の同地域における処分は、禁止する。

2 核の爆発及び放射性薬物の処分を含む核エネルギーの利用に関する国際協定が、第九条に定める会員国に代議者を参加させる権利を有するすべての締約国を当該国として締結される場合には、その協定に基づいて定められる規則は、南極地域に適用する。

第六条

この条約の規定は、南緯六十度以南の地域（すべての水などを含む）に適用する。ただし、この条約のい

かなる規定も、同地域内の公海に関する国際法に基づくいすれの國の権利又は権利の行使をも著するものではなく、まだ、これらにいかなる影響をも及ぼすものではない。

第七条

1 この条約の目的を達成し、かつ、その規定の遵守を確保するため、第九条にいう会合に代表者が参加させる権利を有する各締約国は、この条に定める監視権を行なう監視員を指名する権利を有する。その者を指名する締約国の國民でなければならぬ。監視員の氏名は、監視員を指名する権利を有する他のすべての締約国に通報しなければならない。

2 1の規定に従つて、同様の通告を行なう。任務の終了につしても、同様の通告を行なう。

3 南極地域のすべての地域（これらの地域におけるすべての基地、施設及び備品並びに南極地域における貨物又は人員の運搬）又は飛行場のある地點にあるすべての船舶及び航空機を含む）は、いつでも、1の規定に従つて指名される監視員による監査のため開放される。

4 監視員を指名する権利を有するいすれの締約国も、南極地域のいすれかの又はすべての地域の空中監視をいつでも行なうことができる。

5 各締約国は、この条約がその國について効力を生じた時に他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、事前に通告を行なう。

(a) 自國の船舶又は國民が参加する南極地域への内航組織され、又は同地域から出発するすべての探検隊

(b) 自國の國民が占拠する南極地域ににおけるすべて

(c) 第一条2に定める条件に従つて南極地域に送り込むための軍の要員又は備品

第八条

1 この条約に基づく自己の任務の遂行を容易にするため、第七条1の規定に基づいて指名された監視員及び第三条1(i)の規定に基づいて交換された科学要員並びにこれらの方々に随伴する監視員は、南極地域におけるその他のすべての方々に対する裁判権についての締約国のそれぞれの地位を書することなく、南極地域にある間に自己の任務を遂行する目的をもつて行なつたすべての作業又は不作為については、自分が國民として所属する締約国への服従する。

2 1の規定を書するにとなく、南極地域における裁判権の行使についての紛争に關係する締約国は、第九条1(i)の規定に従う措置が採択されるまでの間、相互に妥協することができる解決に到達するため、すみやかに協議する。

3 第七条にいう監視員からの報告は、上にいう会合に参加する締約国の代表者に送付する。

4 1にいう措置は、その措置を審議するために開催された会合に代表者を参加させる権利を有したすべての締約国により承認された時に效力を生ずる。

5 この条約において認定されたいすれかの又はすべての権利は、この条に定めるところによりその権利の行使を容易にする措置が採択され、審議され、又は承認されたかどうかを問わず、この条約の効力発生の日から行使することができる。

第九条

1 この条約の前文に記載する締約国の代表者は、情報交換し、南極地域に関する共通の利害関係のある事項について協議し、並びに次のことに関する措置を含むこの条約の原則及び目的を助長する措置を立案し、審議し、及びそれぞれの政府に勧告するため、この条約の効力発生の日の後二箇月以内にキヤンペラで、その後は、適当な間隔を置き、かつ、適当な場所で、会合する。

(b) (a) 南極地域を平和的目的のみに利用するに

(b) 南極地域における科学的研究を容易にすること。

(c) 南極地域における国際間の科学的協力を容易にすること。

第十一条

1 この条約の解釈又は適用に關して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、それらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決又は

それらの締約国が選択するその他の平和的手段によ

り紛争を解決するため、それらの締約国間で協議す

2 前記の方法により解決されないこの種の紛争は、それの場合にすべての紛争当事国との同意を得て、解決のために国際司法裁判所に付託する。もつとも、ついで合意に達することができなかつたときにも、1)に掲げる各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため、引き続を努力する責任を免れない。

○ 第十二条

- (a) この条約は、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国一致した合意により、いつでも修正し、又は改正することができる。この修正又は改正は、これを批准した旨の通告を登記政府が前記のすべての締約国から受領した時に効力を生ずる。
- (b) その後、この条約の修正又は改正は、他の締約国について、これを批准した旨の通告を登記政府が受領した時に、効力を生ずる。他の締約国は、(a)の規定に従つて修正又は改正が効力を生じた日から二年の期間内に批准の通告が受領されなかつたものは、その期間の満了の日に、この条約から脱落したものとみなされる。
- (c) この条約の効力発生の日から三十年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するいずれかの締約国が登記政府あての通告により要請するときは、この条約の適用について検討するため、できる限りすみやかにすべての締約国の会議を開催する。
- (d) 前記の会議において、その会議に出席する締約国の中半數（ただし第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の過半数を含むものとする。）により承認されたこの条約の修正又は改正は、その会議の終了後直ちに登記政府に

よりすべての締約国に通報され、かつ、1)の規定に従つて効力を生ずる。/ 前記の修正又は改正がすべての締約国に通報された日の後二年以内に1)の規定に従つて効力を生じなかつたときは、いずれの締約国も、その後間の満了の後はいつでも、この条約から脱落退する旨を登記政府に通告することができる。その脱落退は、登記政府が通告を受領した後二年で効力を生ずる。

○ 第十三条

- 1) この条約は、署名国によって批准されるものとする。この条約は、国連連合加盟国又は第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国に同意を得てこの条約に加入するよう招請されるその他の国による加入のため開設される。
- 2) この条約の批准又はこれへの加入は、それぞれの国がその憲法上の手続に従つて行なう。
- 3) 批准書及び加入書は、登記政府として指定されたアメリカ合衆国政府に登記する。
- 4) 登記政府は、すべての署名国及び加入国に対し、批准書又は加入書の登記の日並びにこの条約及びその修正又は改正の効力発生の日を通報する。
- 5) この条約は、すべての署名国が批准書を登記した時に、それらの国及び加入書を登記している国について、効力を生ずる。その後、この条約は、その加入書の登記の時に効力を生ずる。
- 6) この条約は、登記政府が国連連合憲章第百二条の規定に従つて登録する。

○ 第十四条

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府の記録に登記する。同政府は、その認証書

本を署名国政府及び加入国政府に送付する。

以上の証據として、下名の全権委員は、正當に委任を受け、この条約に署名した。

一千九百五十九年十一月一日にワシントンで作成した。

○ ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）

作成署名 一九七一年三月一日（ラムサール）
効力発生 一九七五年三月二一日
日本国 六月内閣決定、六月一七日加入書登記
正 一九八〇年五月九日国会承認、六月一九九二年二月二二日公布・条約第二八号
日本国 六月内閣決定、六月一七日加入書登記
正 一九八六年一月一七日登録（アリ）、
八七年五月二二日国会承認、六月一
大六日内閣決定、六月二六日加入書登記
日本国 六月内閣決定、六月二六日加入書登記、同日公布・条約第八号、同日登効

あることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識して、

湿地及びその動植物の保存が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、

次のとおり協定した。

- 1) この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滲っているか流れているか、淡水であるか汽水であるかがん水流であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時ににおける水深が六メートルを超えない限り溝を含む。
- 2) この条約の適用上、水鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

1) 各締約国は、その領域内の恒常的な湿地を指定するものとして、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地理図上に表示するものとし、また、特に木鳥の生息地として重要である場合には、木辺及び沿岸の地帯である。湿地に隣接するもの並びに鳥又は低潮時ににおける水深が六メートルを超える海域であつて湿地に用いられているものを含むことができる。

2) 湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、沼学上又は水文学上の国際的重要性に従つて、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、木鳥地は、掲げられるべきである。

3) 登録簿に湿地を掲げることは、その登録の存する

4) 各締約国は、第九条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を登記する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の湿地を指定する。

5) いすれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

6) 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合又は登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする木鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

○ 第三条

- 1) 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。
- 2) 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達により、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合は、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるよう措置をとる。これららの変化に因する情報は、選択なく、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

○ 第四条

- 1) 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかど

締約国は、
人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、
水の循環を調整するものとしての湿地及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、
湿地が経済上、文化上、科学上及びクリエイション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが返りのつかないことがあることを確信し、
湿地の持続性の喪失及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、
水鳥が、季節的移動に当たって国境を越えることが